

○「高速ツアーバス等を企画・実施する旅行業者が旅行に関する重要な事項について」(平成24年6月29日観覧座第132号)の一部改正に係る新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p>道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）運行の バスを利用して旅行を企画・実施する旅行業者が旅行に関する重要な事項について 締結した契約の内容に係る重要な事項について</p>	<p>銀観連第132号 平成24年6月29日 一部改正 平成28年10月31日</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p>銀光庁長官</p> <p>高速ツアーバス等を企画・実施する旅行業者が旅行者または旅行に関するサービスを提供する者と 締結した契約の内容に係る重要な事項について</p>
<p>平成28年1月15日に発生した豊井沢スキーバス事故を踏まえ、国土交通省では「豊井沢スキーバス事故対策検討委員会を開催するための緊急対策等の具体的な安全対策について」を決定したところです。 これを受けて、今般自動車局より、別添写しのとおり、「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項の運送引受書の記載事項を定める告示」(平成24年国土交通省告示第769号)が改正され、本年1月1日より、一般貸切自動車運送事業者が届出を行う運賃及び料金を基に算定した当該運送に係る運賃及び料金の上限及び下限額を記載することとなつたことから、「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の交付について(平成26年3月26日付け国土交通省令第622号)」の参考様式を改正することとなつたとの通知がありましたのでお知らせします。</p> <p>また、これに伴い、「高速ツアーバス等を企画・実施する旅行業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について(平成24年6月29日付け銀観連第132号)」を改正するので通知します。</p> <p>なお、別紙のとおり、(一社)日本旅行業協会会長、(二社)全国旅行業協会会長に対し周知徹底を要請するとともに、都道府県についても、旅行業協会非加盟の旅行業者等(旅行業法(昭和27年7月18日法律第239号)第11条の2に規定する旅行業者等を言う。)に対し周知徹底を要請したところです。</p> <p>以上で、申し添えます。</p>	<p>本年4月29日に開催自動車道において発生した高速ツアーバスの事故を受け、国土交通省では、6月11日に、今後の多客期の安全確保のための緊急対策等の具体的な安全対策について、「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」を決定したところです。 この中で、旅行業者・貸切バス事業者間の取引内容の明確化及び公正な取引の確保を図るため、運送に関する文書の作成・保存を義務付けることとされます。 これを受け、今後は、高速ツアーバス等を用いた企画旅行に係る契約については、別紙のとおり、契約の文書化、保存を行なうようにいたしましたので、通知します。</p> <p>本件に関しては、今般、旅業法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)第10条第9号の規定について、旅行業者と旅行に関するサービスを提供する者(貸切バス事業者)との契約に関する事項の明確化するため、旅業法施行規則の一部作成・保存が旅業取扱管理者の職務の対象となることを明確化するため、改正する旨を改正することとしました(6月29日公布、7月1日施行)。</p> <p>なお、貸切バス事業者についても、契約にかかる書類の保存義務を追加した旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する旨が本年7月20日から施行されることはござりますが、また、このうち高速ツアーバスに限り取り組みを実施することとされております。</p> <p>また、別添写しのとおり(一社)日本旅行業協会会長、(二社)全国旅行業協会会長に対し、周知徹底を要請するとともに、都道府県についても、旅行業協会非加盟の第2種旅行業者、第3種旅行業者及び旅行業者代理業者に対し、周知徹底を要請したところであるので、申し添えます。</p>

(別紙)  
高速ツアーバス等を企画・実施する旅行業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について

道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）運行のバ  
スを利用して旅行を企画・実施する旅行業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と  
締結した契約の内容に係る重要な事項について

貸切バス事業者運行のバスを利用した旅行を企画・実施する旅行業者が貸切バス事業者と締結した契  
約の内容は下記のとおりとする。

## 1. 契約の内容

(1) 運送の申込みに係る記載事項  
運送の申込みの記載事項を以下のことおり定める。

- ① 運送の申込者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先
- ② 運送を引受けける貸切バス事業者と運送契約を締結する者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先

(3) 運送の申込みに係る乗車人員  
④ 車種別又は車種別の事業用自動車の数  
⑤ 事業用自動車の配車の地點及び日時  
⑥ 旅客が乗車する区間  
⑦ 運行の経路並びに主な経由地における発車及び到着の時間  
⑧ 事業用自動車の発車及び到着の日時、宿泊又は特機を要する場合はその旨その他事業用自動車の運行に関する旅行の日程  
⑨ 運賃及び料金の支払方法  
⑩ 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款第12条に規定する運賃の割引の適用を受けるときは、その旨  
⑪ 特約事項があるときは、その内容

(1) 特約事項があるときは、その内容  
なお、貸切バス事業者に対し、運送の引受けに係る手数料又はこれに類するものを支払う場合には、その額又は車を記載のこと。ただし、これとは別に書面により貸切バス事業者と旅行業者の間で契約が締結されていること、当該契約の内容に手数料又はこれに類するものの支払は記載されている場合は、記載は要しない。

(2) 運送の引受けに係る記載事項  
道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）から交付された旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第7条の2に規定する運送引受けの記載事項とする。

## 2. 運送の申込み及び運送引受け書の保存

(1) 運送の申込み及び運送引受け書の保存  
運送申込み書は、原則として貸切バスの運行単位（運行の開始から終了まで）毎に作成し、貸切バス事業者が交付した最終的な契約内容が記載された運送引受け書を保存する。  
なお、実務上の利便性も考慮し、必ずしもこれに限定せず、1. の記載事項を貸切バスの運行単位毎に複数の書面に保存すること、又は、1. の記載事項を貸切バスの運行単位毎に把握できる形式で記録することなども可能とする。

## (2) 運送引受け書の保存期間

① 運送引受け書の保存期間は、運行の終了の日から1年間とする。  
② 運送引受け書とは別に、貸切バス事業者との間に書面による契約が締結されている場合、当該書面の保存期間は、当該契約の有効期限終了の日から1年間とする。

(3) その他  
モデル様式は別添のとおり。

## 1. 契約の内容

(1) 運送の申込みに係る記載事項  
運送の申込みの記載事項を以下のことおり定める。

- ① 運送の申込者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先
- ② 運送を引受けける貸切バス事業者と運送契約を締結する者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先

(3) 運送の申込みに係る乗車人員  
④ 車種別又は車種別の事業用自動車の数  
⑤ 事業用自動車の配車の地點及び日時  
⑥ 旅客が乗車する区間  
⑦ 運行の経路並びに主な経由地における発車及び到着の時間  
⑧ 事業用自動車の発車及び到着の日時、宿泊又は特機を要する場合はその旨その他事業用自動車の運行に関する旅行の日程  
⑨ 運賃及び料金の支払方法  
⑩ 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款第12条に規定する運賃の割引の適用を受けるときは、その旨  
⑪ 特約事項があるときは、その内容

(2) 運送の引受けに係る記載事項  
道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）から交付された旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第7条の2に規定する運送引受けの記載事項とする。

(1) 運送の申込み及び運送引受け書の保存  
運送申込み書は、原則として貸切バスの運行単位（運行の開始から終了まで）毎に作成し、貸切バス事業者が交付した最終的な契約内容が記載された運送引受け書を保存する。  
なお、実務上の利便性も考慮し、必ずしもこれに限定せず、1. の記載事項を貸切バスの運行単位毎に複数の書面に保存すること、又は、1. の記載事項を貸切バスの運行単位毎に把握できる形式で記録することなども可能とする。

(2) 運送引受け書の保存期間  
運送引受け書の保存期間は、運行の終了の日から3年間とする。

(3) その他  
モデル様式は別添のとおり。